

(9) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

ア 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物の収容人員の算定方法は、第4-10表に定める方法によること。（第4-12図参照）

第4-10表

区分	算定方法
(7)項	教職員の数と、児童、生徒又は学生の数とを合算して算定する。

イ 「児童、生徒又は学生の数」は、現に在籍する児童、生徒又は学生（以下この項において「生徒等」という。）の数又は事業者側が想定している生徒等の最大の数とすること。

ウ 講堂、実験教室、音楽教室、視聴覚教室、体育教室その他生徒等が移動して使用する部分（以下この項において「特別教室」という。）については、その室の最大の収容人員とすること。

この場合の階収容人員の取り扱いは、次によること。

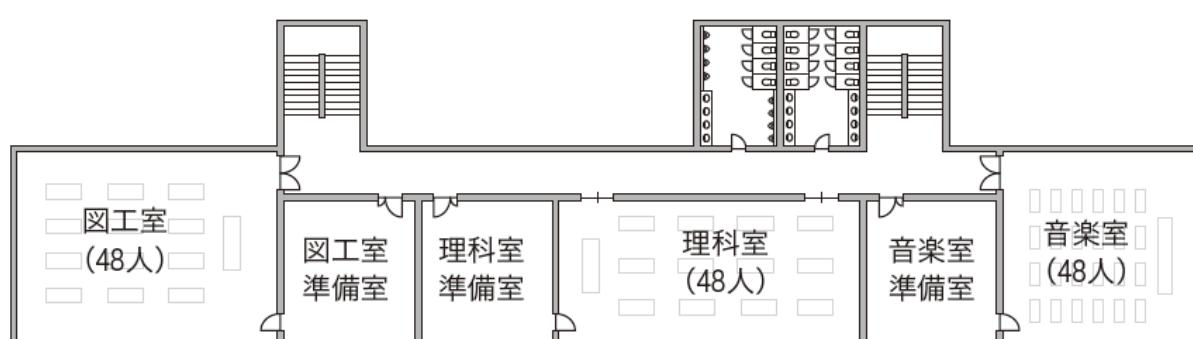
(ア) 法第8条の規定の適用については、当該部分を算定しないことができる。

(イ) 政令第24条及び政令第25条の規定の適用については、当該部分を算定するものとすること。

エ 教室と特別教室が同一階に存する場合の階収容人員の取り扱いは、それぞれの数を合算すること。

ただし、前アにより算定された数を超える場合は、当該算定された数を超えない数とすることができます。

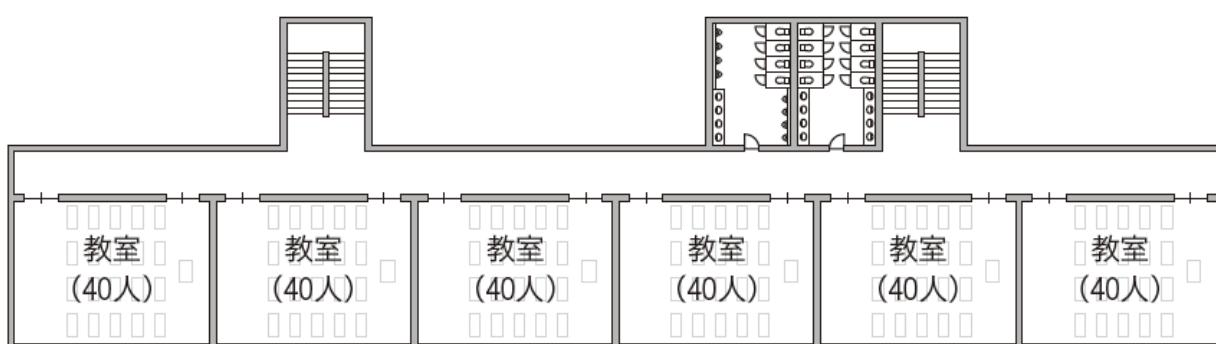
(小学校の算定方法例)



○教職員の数：3人

階収容人員：147人

○生徒等の数：48人×3特別教室＝144人



○教職員の数：6人

階収容人員：246人

○生徒等の数：40人×6教室＝240人

第4-12図